

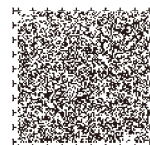
第3次宮若市障がい者計画・ 障がい福祉計画

概要版



平成30年2月
宮若市

この冊子には、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。



1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成24年3月に「第2次宮若市障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。

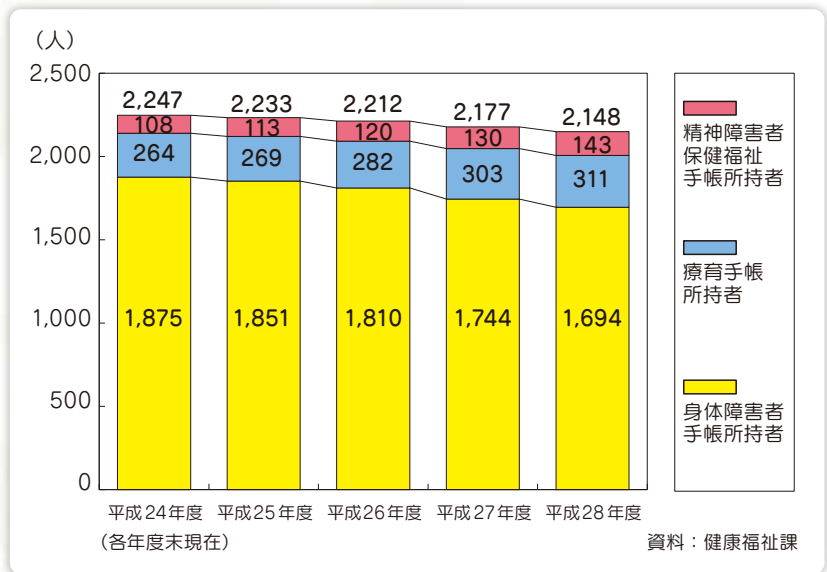
平成25年には「障害者差別解消法」が制定され、平成26年1月には「障害者権利条約」の批准・締結が行われました。また、平成28年5月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正では、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されており、地域生活支援拠点等の整備とともに、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた施策展開が求められています。

そこで、こうした国の動向やこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した「第3次宮若市障がい者計画・障がい福祉計画」を策定することとしました。

2 障がい者の現状

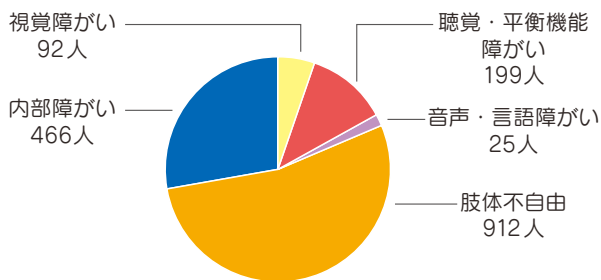
1 手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は減少、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

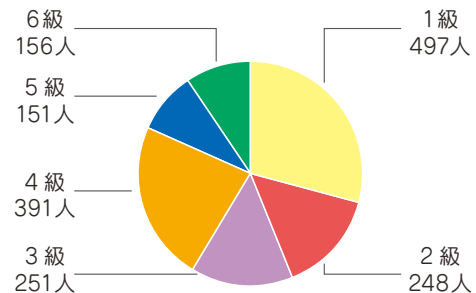


2 手帳所持者の内訳 (平成28年度末現在)

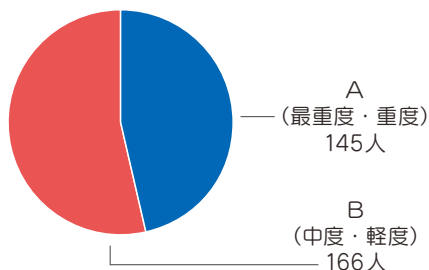
① 身体障害者手帳所持者の障がい種別



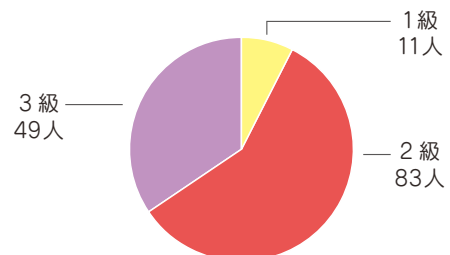
② 身体障害者手帳所持者の等級



③ 療育手帳所持者の判定



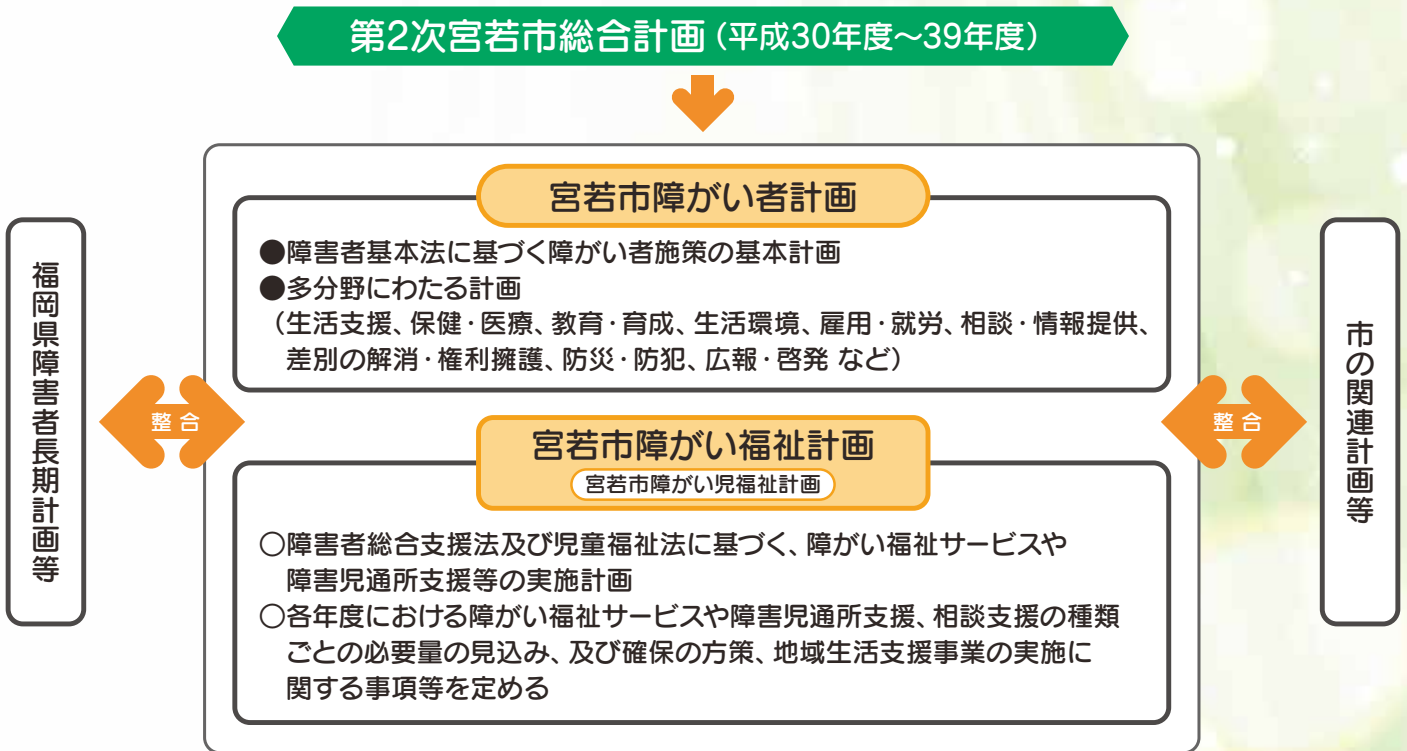
④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級



3 計画の位置づけ

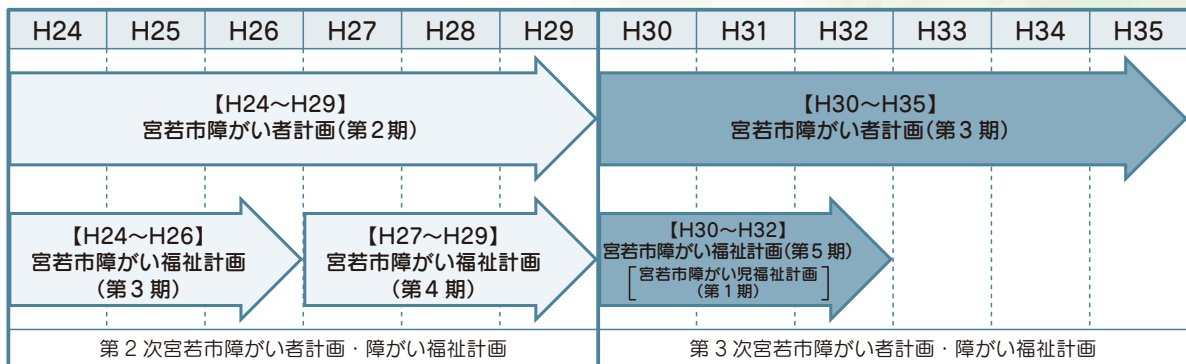
この計画は、障害者基本法に基づく「障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法の改正により策定が義務づけられた「障がい児福祉計画」を一体として策定するものです。

本計画は、上位計画である「第2次宮若市総合計画」をはじめ、「宮若市地域福祉計画」など市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。



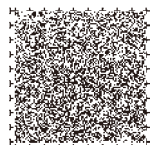
4 計画の期間

「宮若市障がい者計画(第3期)」は、平成30年度から平成35年度までの6か年計画、「宮若市障がい福祉計画(第5期)」と「宮若市障がい児福祉計画(第1期)」は一体として平成30年度から平成32年度までの3か年計画とします。



5 障がい者計画の基本理念

この計画では、障がいのある人もない人も、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、さまざまな支援を進めることで、「障がいのある人もない人も、安心して暮らせる共生社会の実現」を目指します。



基本理念

障がいのある人もない人も、安心して暮らせる共生社会の実現

施策分野

1 理解と交流

- (1) 障がい者への理解と差別解消の促進
- (2) 地域住民等との交流の促進

2 生活支援

- (1) 情報提供・相談支援体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 障がい児支援の充実
- (4) 地域における支え合いの促進
- (5) 権利擁護の推進

3 保健・医療

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 精神保健対策の充実
- (3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

4 教育、文化芸術活動・スポーツ等

- (1) 特別支援教育の充実
- (2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

5 雇用・就業、経済的自立の支援等

- (1) 障がい者雇用の促進
- (2) 障がい者のための総合的な就労支援
- (3) 経済的自立の支援

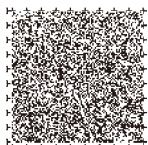
6 生活環境

- (1) バリアフリー[※]、ユニバーサルデザイン[※]の推進
- (2) 移動・交通対策の推進
- (3) 住宅環境の整備

7 安全・安心

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

※バリアフリー：障がい者等が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味で、建物や道路の段差等、物理的障壁の除去はもとより、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。



今後の取り組み(主なものを抜粋)

○啓発・広報活動の充実 ○人権教育・福祉教育の充実 ○障がい者差別解消の推進
○地域の活動・行事中での交流の促進 ○学校における交流の促進 ○交流の場の設置

○多様な手段による情報提供の充実 ○相談支援体制の充実 ○障がい者ケアマネジメント体制の充実
○サービス提供体制の充実 ○視覚・聴覚障がい者に対するコミュニケーション支援
○相談支援体制の充実 ○個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の充実
○地域に根ざした福祉活動の促進 ○ボランティア活動の促進
○障がい者への虐待防止 ○障がい者の権利擁護の充実

○健康づくりに関する情報提供と特定健診・がん検診等の受診勧奨 ○医療の充実
○精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発 ○心の健康づくりの推進
○乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進 ○生活習慣病の予防

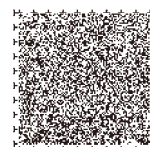
○個々の特性とライフステージに応じた教育支援の実践 ○教職員の資質の向上と支援体制の充実
○文化活動の支援 ○障がい者スポーツの参加促進

○事業主等への啓発 ○市役所における雇用の確保
○就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実 ○障がい者就労施設等への支援
○年金・手当制度、税の減免、各種割引制度、医療費公費負担制度の周知

○公共施設や道路のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進
○福祉のまちづくりのための啓発活動の充実
○生活交通の維持・確保 ○福祉タクシー制度の充実 ○買い物利便性の向上
○障がい者に配慮した住宅の整備促進 ○住宅改修等の支援

○避難行動要支援者の情報把握と関係機関との連携 ○避難所情報の周知と整備充実
○防犯対策の充実 ○消費者トラブルの防止

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることで、その対象は、ハード(施設や製品等)からソフト(教育や文化、サービス等)に至るまで多岐にわたっている。



7 障がい福祉計画の基本的理念

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的理念は、障がいのある人もない人も、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示された以下のとおりとなります。

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

8 障がい福祉計画の成果目標

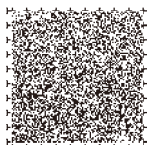
福祉施設入所者の地域生活への移行や、就労支援等を推進するため、国の基本指針を踏まえ、以下の数値目標を設定します。

数値目標 1：福祉施設入所者の地域生活への移行

実績	平成 28 年度末現在の施設入所者数	61 人
	平成 28 年度末までの地域生活移行者数	5 人
見込みと 目標値	平成 32 年度末の施設入所者数	60 人
	平成 32 年度末までの削減数	1 人
	平成 32 年度末までの地域生活移行者数	6 人

数値目標 2：福祉施設から一般就労への移行

実績	平成 28 年度の年間一般就労移行者数	6 人
目標値	平成 32 年度の年間一般就労移行者数	9 人



数値目標 3：就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率

実績	平成 28 年度末現在の就労移行支援事業利用者数	16 人
	平成 28 年度における全就労移行支援事業所数に占める 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	0%
目標値	平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数	20 人
	平成 32 年度における全就労移行支援事業所数に占める 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	100%

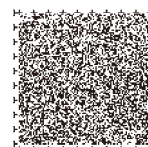
数値目標 4：就労定着支援の職場定着率

目標値	平成 31 年度の就労定着支援利用者数(①)	8 人
	上記のうち1年以上の職場定着者数(②)	7 人
	上記のうち1年以上の職場定着率(②/①)	87.5%

9 サービスの体系

1 障がい福祉サービス

区 分	サービス名
訪問系サービス	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	生活介護
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)
	就労移行支援
	就労継続支援(A型・B型)
	就労定着支援
	療養介護
	短期入所(福祉型・医療型)
居住系サービス	自立生活援助
	共同生活援助
	施設入所支援
相談支援	地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)
	計画相談支援



2 地域生活支援事業

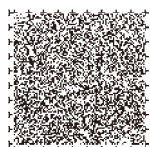
区 分	事業名
必須事業	理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業
	相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業
	日常生活用具給付等事業
	手話奉仕員養成研修事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	自動車運転免許取得・改造助成事業
	日中一時支援事業

3 児童福祉法上のサービス

区 分	サービス名
障害児通所支援	児童発達支援
	放課後等デイサービス
	保育所等訪問支援
	居宅訪問型児童発達支援
	医療型児童発達支援
相談支援	障害児相談支援

10 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、障がい者施策やサービスの実行性を高めるため、毎年、計画の進捗状況を宮若市障がい者計画・障がい福祉計画推進協議会において報告し、協議会からの意見・提言を踏まえて、必要があると認めるときは、各種施策の見直しを行います。



【発 行】 宮若市 民生部 健康福祉課
 〒823-0011 福岡県宮若市宮田29番地 1
 電 話：0949-32-0515 FAX：0949-32-9430
 URL：http://www.city.miyawaka.lg.jp/